

令和3年7月6日

◎西森委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(15時59分開会)

### 《委員長報告取りまとめ》

◎西森委員長 本日の委員会は、委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、第9号議案から第14号議案、第17号議案、報第1号議案、議発第2号議案以上12件については、全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

また、議発第1号議案については、賛成少数をもって、否決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

議発第1号「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案」及び議発第2号「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案」についてであります。

執行部から、それぞれの条例議案に対する参考意見として、新型コロナウイルス感染症対策に県民がさらに一丸となって向き合う姿勢を明文化し、周知を図ることは、本県における新型コロナ対策を円滑に進めていく上で心強く、意義のあるものとする。

いずれの条例議案も、その趣旨や目的など、全体像としては大きな差異はないものと考えられるが、議発第1号議案第7条で定める「社会的検査の推進」については、国の方針で、感染が相当程度拡大し、かつクラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況と認められる場合に、高齢者施設等の従事者に対して集中的検査を行うとされており、県もその方針に沿って対応している。ワクチン接種が進む中、感染状況にかかわらず全ての施設等で定期的な検査を実施することは、効率的・効果的でないと考えているが、条例案ではそれを推進するとも解釈できるのではないかと説明がありました。

議発第1号議案について、委員から、新型コロナウイルス感染症対策では、無症状の陽性者の早期発見が肝になる。これまでの取組からすれば、国も含めて大規模検査に踏み出

したという変化があるのではないか、との質疑がありました。

執行部からは、国が示す検査体制の基本的な考え方では、検査前に考えられる陽性率と、感染リスクを評価した上で検査を行うべきだとされている。県もこの知見に基づいて検査を実施しており、事前確率及び感染リスクが低い段階で幅広く検査を行うことについては、デメリットがあることも考慮し、基本的には行政検査として行わないという考え方でいる、との答弁がありました。

別の委員から提出議員に対して、定期的な検査が必要としているが、検査の頻度や対象人数、検査により発見された陽性者への対応及びそれらに係る予算規模等について、どのような議論がなされたのか、との質疑がありました。

提出議員からは、無症状者が感染を拡大させるという新型コロナウイルス感染症の特性に合った対応をしっかりと行うことが大切であり、状況に応じて予算規模や治療に当たっての体制について判断していくことになると考えている、との答弁がありました。

次に、議発第2号議案について、委員から提出者に対して、第3条においては「県の責務」とし、第4条においては「県民等の役割」と書き分けたことについて、どのような思いを込めたのか、との質疑がありました。

提出者からは、県と県民等ではそれぞれの担う責務の重さが異なる。県については、県がしっかり責任を持つことが第一であると考え「責務」とし、県民等については「役割」と言葉を変えている、との答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、執行部から、感染拡大に備えて冬場に経験した第3波の1日当たりの最大療養者数の2倍程度の人数に対応できる体制を整備するため、病床確保計画を改正し、患者の入院病床を増床したことに伴う空床補償に係る経費の増額である、との説明がありました。

委員から、入院病床数には、個室だけでなく、4人部屋や6人部屋なども含んだものであるか、との質疑がありました。

執行部からは、個室対応が必要な方と御家族一緒に入院される場合では臨機応変に使い分けされており、患者の状況や病状に応じた対応を各医療機関で行っている、との答弁がありました。

次に、ワクチン接種会場運営等委託料について、執行部から、国が設定する優先接種順位に次いで接種が急がれる職種について、県営の接種会場を設置し接種を進めていくとともに、企業等が自主的に実施する職域接種を支援することにより、県全体のワクチン接種を加速化するための経費である、との説明がありました。

委員から、県営接種会場や職域単位におけるワクチン接種の見通しについて、質疑が

ありました。

執行部からは、県が設置する高知新港の特設会場については、モデルナ社製ワクチンの配送確定の通知が、厚生労働省から届いている。運用開始時期については、現在医療従事者の確保やワクチン接種希望者のリストアップなどを並行して進めており、7月中旬の開始を目指している、との答弁がありました。

また、別の委員から、一般接種に向けたワクチンの配分量の見通しについて、質疑がありました。

執行部からは、現在、全国的に、これまでの高齢者に対するワクチンの配分と比較し、およそ3割カットの量で配分される予定になっており、国に早期の配分を求めている、との答弁がありました。

次に、高知家あんしん会食推進の店認証制度運営等委託料について、執行部から、新型コロナウイルスの感染リスクが続く中、利用者が安心して飲食できるよう感染症対策に取り組む飲食店を県が認証する制度の運用に係る経費である、との説明がありました。

委員から、認証件数として4,000店舗を想定しているが、運用開始当初に申請が集中することが予想される。併せて、事業者に対する早期認証取得に向けたフォローなども必要だと考えるが、どのように対応していくのか、との質疑がありました。

執行部からは、制度開始時に申請が集中する可能性は十分にあると考えている。委託業者の選定の際には、申請が集中する時期に集中的な配備をするよう依頼するとともに、しっかり確認を取っていく。また、申請受付後の現地確認の際には、単に認証基準を満たしているかどうかを確認するだけでなく、効果的なアクリル板の設置など、認証取得に向けた助言を行う形を取ることとしている、との答弁がありました。

最後になりますが、当委員会が所管する4つの部及び公営企業局のうち、危機管理部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化生活スポーツ部において、不適切な事務処理に関する報告がありました。

今後は、職員一人一人が法令を遵守し、公務員としての責任感を持って業務に当たるとともに、組織としても二度とこのようなことがないように、再発防止に取り組むことを強く要請いたします。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎西森委員長 御意見をどうぞ、小休にします。

(小休)

◎ 4ページと5ページの議発の分ですが、4ページのほうが提出議員となっていて、5ページのほうが提出者となっています。これは書き分けているのですか。

◎ 当委員会以外の議員が提出する場合は提出議員と、当委員会の委員の場合は提出者と書き分けています。

◎西森委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

#### 《閉会中の継続審査》

◎西森委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

#### 《出先機関等調査及び県外調査について》

◎西森委員長 以上で日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。

7月2日に行われました各派代表者会において、現在延期となっております出先機関等調査については、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら12月定例会の時期に改めて協議する方向性が確認されました。

また県外調査については中止する方向性が確認されております。

したがって、出先機関等調査については12月定例会の際に、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、改めて協議することとし、今年度の県外調査については中止することにしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上をもって日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(16時11分閉会)